

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、帯広市防災会議が作成する計画であり、本市の地域における防災に関し、予防、応急、復旧等の災害対策を確立するとともに、防災関係機関がとるべき措置を定め、その機能のすべてをあげて、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の構成

帯広市地域防災計画は本編の他、「地震災害対策編」及び「資料編」から構成する。

第3節 計画の効果的促進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

防災対策は、自助（市民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（市民等が地域においてお互いに助け合うことをいう。）及び公助（道、市及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という）は市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

さらに、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

帯広市は、市民・地域と連携し防災・減災に向け取り組むため、「帯広市防災・減災指針」により、災害に強い安心、安全なまちづくりを推進する。

第4節 計画の基本方針

この計画は、本市の地域における災害対策に関し、防災関係機関の実施責任を明確にするとともに、災害対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとする。

第5節 用語

この計画において各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

基本法	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）
救助法	災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）
水防法	水防法（昭和24年6月4日号法律第193号）
市防災会議	帯広市防災会議
本部（長）	帯広市災害対策本部（長）
市計画	帯広市地域防災計画
防災関係機関	帯広市防災会議条例（昭和38年4月1日条例第1号）第3条に定める委員の属する機関
災害	基本法第2条第1号に規定する災害
防災	基本法第2条第2号に規定する防災
指定地方行政機関	指定地方行政機関の地方支分部局、その他の国の地方行政機関で内閣総理大臣が指定するもの
指定公共機関	公共的機関及び公益的事業を営む法人で国が指定するもの
指定地方公共機関	ガス、輸送その他の公益的事業を営む法人で道が指定するもの

第6節 計画の修正

市防災会議は、基本法第42条に定めるところにより市計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い市計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって市計画の変更を必要とするとき。
- 3 国の防災基本計画の修正が行われたとき。
- 4 その他市防災会議会長が必要と認めたとき。

なお、修正を行った場合は、その結果を北海道知事に報告するものとする。

第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市防災会議の構成機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1 帯広市及びとちかち広域消防事務組合

機 関 名	事 務 又 は 業 務
市長部局及び消防機関	①帯広市防災会議に関する事務を行うこと。 ②帯広市災害対策本部の設置並びに組織の運営に関すること。 ③住民の自主防災組織の育成及び住民の自発的な防災活動の促進に関すること。 ④防災に関する知識の普及及び啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 ⑤防災訓練及び防災上必要な教育の実施に関すること。 ⑥災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 ⑦防災に関する施設及び設備の整備に関すること。 ⑧応急用食料及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関すること。 ⑨災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 ⑩消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。 ⑪避難の指示及び避難者の収容に関すること。 ⑫被災者に対する救助、救護及び救援に関すること。 ⑬災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。 ⑭被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関すること。 ⑮その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置に関すること。 ⑯災害時の輸送の確保及び交通等の対策に関すること。 ⑰災害時要援護者の把握及び擁護に関すること。 ⑱災害ボランティアの受入に関すること。
帯広市教育委員会	①災害時における被災児童及び生徒の救護に関すること。 ②応急教育の実施に関すること。 ③文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。

2 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
帯広開発建設部	①管轄する道路及び河川の改修、維持管理、修繕並びに災害応急対策及び復旧を行うこと。 ②防災に関する施設及び組織の整備を図り、災害の予防又は災害の拡大防止を図ること。
帯広財務事務所	①災害時における資金の融資並びに金融機関の業務の指導及び監督（緊急措置の指示等を含む。）に関すること。 ②災害時における国有財産の緊急利用等に関すること。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道農政事務所 帯広地域拠点	①農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
十勝西部森林管理署	①国有林野の治山事業の実施及び保安施設等の安全に関すること。 ②国有林野についての林野災害対策に関すること。
北海道運輸局 帯広運輸支局	①自動車運送業者に対する運送の協力要請を行うこと。 ②防災関係機関と輸送機関との連絡調整を行うこと
東京航空局帯広空港 出張所	①航空事業者の災害防止に関する指導を行うこと。 ②航空保安施設の管理を行うこと。
釧路地方気象台 帯広測候所	①気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 ②気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと。 ③気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。 ④地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 ⑤防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。
帯広労働基準監督署	①事務所、工場等の産業災害の防止対策を図ること。
北海道総合通信局	①災害時における通信の確保に関すること及び非常通信の訓練、運用、管理を行うこと。 ②非常通信協議会の運営に関すること。

3 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊第5旅団	①災害派遣出動による救援活動に関すること。 ②災害予防責任者の行う防災訓練に、必要に応じ、部隊等の一部を協力させること。

4 北海道

機 関 名	事 務 又 は 業 務
十勝総合振興局 (地域創生部) (建設管理部) (保健環境部) (森林室)	①十勝総合振興局地域災害対策連絡協議会に関する事務を行うこと。 ②防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他、災害予防措置を講ずること。 ③防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 ④災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。 ⑤市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務、及び業務の実施を助け総合調整を図ること。 ⑥自衛隊に災害派遣要請を行うこと。 ⑦管轄する道路及び河川についての維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧を行うこと。 ⑧水防技術の指導に関すること。 ⑨災害時における応急医療、給水、防疫、感染症の予防、環境衛生保持及び食品衛生保持、医薬品並びに衛生材料等の供給の調整に関すること。 ⑩十勝地区林野火災予消防対策協議会及び市町村林野火災予消防対策協議会との連絡調整に関すること

機 関 名	事 務 又 は 業 務
十勝教育局	①災害時における児童生徒の救護及び応急教育の指導を行うこと。 ②文教施設及び文化財の被害調査並びに復旧、保全対策等に関すること。 ③避難等にかかる公立学校施設の使用に関すること。

5 警 察

機 関 名	事 務 又 は 業 務
帯広警察署	①住民の避難誘導及び救出救助並びに救急交通路の確保に関すること。 ②災害情報の収集に関すること。 ③災害警備本部の設置運用に関すること。 ④被災地、避難場所、危険個所等の警戒に関すること。 ⑤犯罪の予防、取締り等に関すること。 ⑥危険物に対する保安対策に関すること。 ⑦広報活動に関すること。 ⑧自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

6 指定公共機関

（公共的機関及び公益的事業を営む法人で国が指定するもの）

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日本郵便株式会社 帯広郵便局	①災害時における郵便輸送の確保及び郵送業務運営の確保を図ること。 ②郵便の非常取扱いに関すること。 ③郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。
北海道旅客鉄道(株) 釧路支社 帯広地区駅	①災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送等に係る関係機関への支援を行うこと。 ②避難時における鉄道輸送の確保を行うこと。 ③鉄道施設等の保安に関すること。
東日本電信電話(株) 北海道東支店	①災害時において通信手段を確保すること。 ②災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧すること。
日本銀行帯広事務所	①災害時における通貨の供給確保に関すること。 ②災害時における被災者等に対する非常金融措置の実施・指導に関すること。
日本赤十字社帯広市 地区	①救援物資の供給に関すること。 ②救助に関し、民間団体及び個人の行う救助活動の連絡調整を行うこと。
日本放送協会帯広放 送局	①予報（注意報を含む。）、警報、情報、被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
電源開発 (株) 上士幌 電力所	①所轄のダム施設等の防災管理を行うこと。 ②ダムの放流等に関し関係機関との連絡調整を図ること。
日本通運(株)帯広支店	①災害時における貨物（トラック）自動車による救援物資及び災害応急対策資機材の緊急輸送等に関すること。
北海道電力ネットワ ーク (株) 道東統括 支店	①電力施設等の防災管理を行うこと。 ②災害時における電力の円滑なる供給を行うこと。 ③電力施設の災害と復旧見込み等の周知を行うこと。

7 指定地方公共機関 （公共的施設の管理者及び都道府県地域においてガス、輸送その他の公益的事業を営む法人で道が指定するもの）

機 関 名	事 務 又 は 業 務
(一社) 帯広市医師会	①災害時における医療関係機関との連絡調整及び救急医療に関すること。
(一社) 十勝歯科医師会	①災害時における歯科医療活動に関すること。
(一社) 北海道薬剤師会 十勝支部	①災害時において医療機関と連携し、薬剤の調達を行うこと。
(公社) 北海道獣医師会 十勝支部	①災害時における家畜等の処方・処置に関すること。
北海道放送 (株) 帯広放送局 札幌テレビ放送(株) 帯広放送局 北海道テレビ放送(株) 帯広支社 北海道文化放送(株) 帯広支社	①予報（注意報を含む）、警報並びに情報、被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
帯広ガス (株)	①ガス供給施設の防護、災害時供給及び規制を行うこと。 ②非常災害時の火災、中毒事故防止及び応急施策を行うこと。
帯広市土地改良区	①水門、閘門又は溜池の防災管理に関すること。
(一社) 北海道バス協会	①災害時における市民及びその他の輸送支援に関すること。
(一社) 十勝地区 トラック協会	①災害時における緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送に関すること。
(一社) 北海道警備業協 会帯広支部	①災害時における交通誘導業務及び避難所の警備に関すること。
(一社) 北海道LP ガス協会十勝支部	①ガス供給施設の防護、災害時供給及び規制を行うこと。 ②非常災害時の火災、中毒事故防止及び応急施策を行うこと。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務
帯広市川西農業協同組合 帯広大正農業協同組合 十勝広域森林組合	①共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 ②被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。 ③保険金及び共済金支払いの手続きに関すること。
帯広商工会議所	①災害時における物価の安定、救助物資の確保について協力すること。 ②被災商工業者の経営指導及び融資斡旋を行うこと。
日赤奉仕団・衛生協力会	①炊き出し・防疫等に関すること。
帯広市無線赤十字奉仕団	①災害時における非常通信業務の協力支援に関すること。
(福) 帯広市社会福祉 協議会	①災害ボランティアセンターの設置及び運営に関すること。
一般病院診療所	①災害時において医療防疫対策について協力すること。
一般運送業者	①災害時における救援物資の緊急輸送等に関すること。
危険物関係施設の管理者	①災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
避難場所管理者	①避難場所の適正な管理・運営及び応急対策の実施について協力すること。

第8節 市民及び事業所の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる地震等の災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、市民一人ひとりや民間事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する市民運動を展開するものとする。

1 市民の責務

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や災害時要援護者への支援、避難所における自主的活動、道、市及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ① 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- ② 3日分の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ③ 家具の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策
- ④ 隣近所との相互協力関係の醸成
- ⑤ 地域における災害の危険性の把握
- ⑥ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- ⑦ 災害時要援護者への配慮
- ⑧ 自主防災組織の結成

(2) 災害時の対策

- ① 隣近所の安否確認
- ② 近隣の負傷者や災害時要援護者に対する救助・支援
- ③ 地域における被災状況の把握
- ④ 初期消火活動等の応急対策
- ⑤ 避難所での自主的活動
- ⑥ 道・市・防災関係機関の活動への協力
- ⑦ 自主防災組織の活動

(3) 災害緊急事態の布告があつたときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しない事等の協力を求められた場合は、市民はこれに応ずるよう努めるものとする。

2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、

自ら防災対策を実施するとともに、道、市町村、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

（1）平常時の備え

- ① 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- ② 防災体制の整備
- ③ 事業所の耐震化・耐浪化の促進
- ④ 予想被害からの復旧計画策定
- ⑤ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- ⑥ 地域で行う防災対策への協力
- ⑦ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- ⑧ 取引先とのサプライチェーンの確保

（2）災害時の対策

- ① 事業所の被災状況の把握
- ② 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ③ 施設利用者の避難誘導
- ④ 従業員及び施設利用者の救助
- ⑤ 初期消火活動等の応急対策
- ⑥ 地域での初期消火活動・救出・救護等の協力
- ⑦ 事業の継続又は早期再開・復旧
- ⑧ ボランティア活動への支援等、地域への貢献